



東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

平成30年8月8日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

雄勝郡羽後町の一般貸切旅客自動車運送事業者に 対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年11月29日に東北運輸局秋田運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日 平成30年8月8日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：有限会社 藤観光 代表取締役 藤原 金一
(法人番号：1410002008098)
秋田県雄勝郡羽後町足田字福田野12-251
営業所：本社営業所
秋田県雄勝郡羽後町足田字福田野12-251
3. 行政処分等年月日 平成30年7月25日
4. 行政処分等の概要
 - (1) 事業用自動車の使用停止処分
平成30年8月8日から平成30年8月23日まで(5両×16日間停止)
 - (2) 文書警告
5. 違反の概要
 - (1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)
 - ① 疾病・疲労等のおそれのある乗務違反 (健康診断の未受診)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
 - ② 初任運転者に対する指導監督及び適性診断受診義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
 - ③ 乗務等の記録義務違反 (記載事項の不備)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

- ④乗務員台帳の作成、備付け義務違反（記載事項の不備）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
- ⑤運転者に対する指導監督及び記録の作成・保存義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

《問い合わせ先》

秋田運輸支局輸送・監査部門 竹林・大淵

TEL：018-863-5813